

資 料 提 供
滋賀労働局発表 令和7年10月29日

担 当	滋賀労働局 労働基準部 賃金室 賃金室長 足立 育弘 労働基準監督官 田原 裕子 (直通) 077-522-6654
--------	---

報道関係者 各位

滋賀県特定(産業別)最低賃金の改正答申について —— 4 業種について 5 3 円～5 5 円引上げ ——

滋賀地方最低賃金審議会は、滋賀労働局長に対し、4 業種の滋賀県特定(産業別)最低賃金を 5 3 円～5 5 円引き上げて、改正決定することが適当であるとの答申を行いました。

滋賀地方最低賃金審議会（会長 木下 康代）は、本年8月26日(火)に滋賀労働局長（多和田 治彦）から4業種の「滋賀県特定(産業別)最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、各業種の最低賃金専門部会を設置して調査審議を重ねてきた結果、滋賀労働局長に対して、滋賀県特定(産業別)最低賃金を別紙のと通りの時間額に引き上げるとする旨の答申を行いました。

今後は、この答申内容についての公示などの諸手続を経て、滋賀県特定(産業別)最低賃金が改正されることとなります（12月下旬の効力発生を予定）。

なお、滋賀県の最低賃金は、全ての労働者に適用される「滋賀県最低賃金（地域別最低賃金）」と今回、改正答申された特定の産業に適用される「滋賀県特定（産業別）最低賃金」があり、「滋賀県最低賃金（地域別最低賃金）」は、本年10月5日から時間額1,080円に改正されています

特定(産業別)最低賃金 (件名)	現行最低賃金 (時間額)	改正最低賃金 (時間額)	引上げ額
滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金 (※略称 窯業・土石製品製造業最低賃金)	1,046円	1,099円	53円
滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 (※略称 一般機械器具製造業最低賃金)	1,060円	1,114円	54円
滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 (※略称 精密・電気機械器具製造業最低賃金)	1,050円	1,105円	55円
滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金	1,062円	1,115円	53円

【参 考】

1 滋賀県特定(産業別)最低賃金の推移

(時間額)

特定(産業別)最低賃金 (件名)	令和 2 年度 (R2.12.31 発効)	令和 3 年度 (R3.12.30 発効)	令和 4 年度 (R4.12.31 発効)	令和 5 年度 (R5.12.31 発効)	令和 6 年度 (R6.12.31 発効)	令和 7 年度
滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金	924 円	942 円	967 円	1,000 円	1,046 円	1,099 円
滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	933 円	953 円	978 円	1,013 円	1,060 円	1,114 円
滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	917 円	939 円	965 円	1,003 円	1,050 円	1,105 円
滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金	936 円	957 円	981 円	1,016 円	1,062 円	1,115 円

2 最低賃金制度とは

最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)に基づき、国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

仮に、最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

最低賃金には、産業にかかわらず地域内のすべての労働者に適用される都道府県別の「地域別最低賃金」と特定の産業に働く労働者に適用される「特定(産業別)最低賃金」の 2 種類があります。

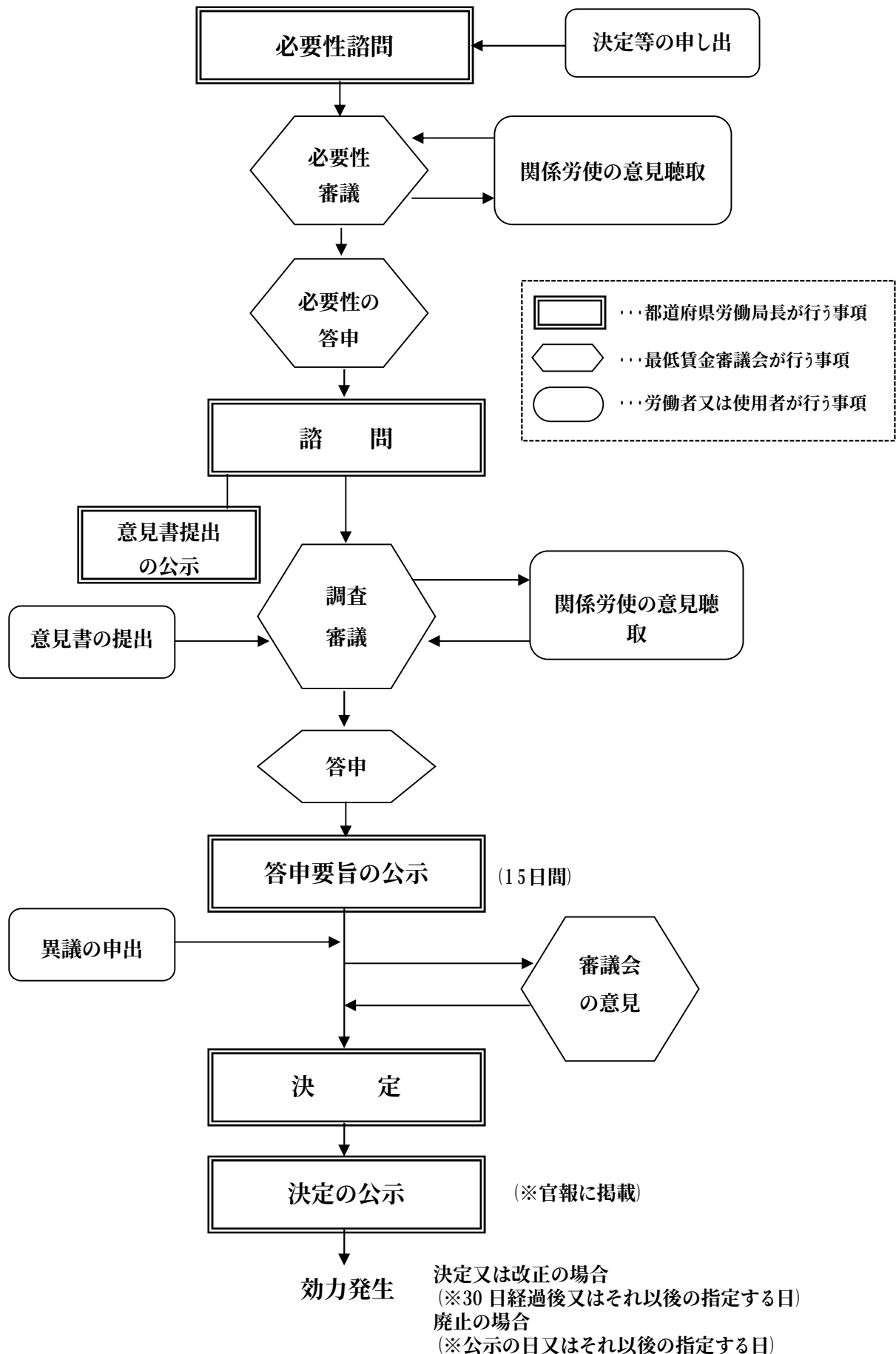
① 地域別最低賃金

産業や職種にかかわらず、すべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金として、あまねく地域ごとに定めることとされ、都道府県ごとに「〇〇県最低賃金」の名称で全部で 47 件の最低賃金が定められています。

② 特定(産業別)最低賃金

特定の産業について、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金より賃金水準の高い最低賃金を定めることが必要と認められるものについて設定されており、「〇〇県〇〇業最低賃金」の名称で全国で 224 件(令和 7 年 3 月末現在)の最低賃金が定められています。

3 特定（産業別）最低賃金の決定の仕組み



木下 滋賀地方最低賃金審議会会長から多和田 滋賀労働局長へ答申



木下会長

多和田局長